

令和5年5月1日

市川市勤労福祉センター分館を利用するみなさまへ

市川市勤労福祉センター

勤労福祉センター分館の使用基準の変更について

勤労福祉センター分館では、新型コロナウイルス感染症拡大防止にご協力をお願いしております。

令和5年5月9日から使用基準を一部変更いたします。つきましては、下記の使用基準をご理解のうえ、ご利用ください。

<使用時間> 午前9時から午後9時（21時）

<使用基準>

① マスクの着用、手指の消毒

- ・館内でのマスク着用は、原則として、各個人・団体の判断にお任せします。
- ・入館時には、備え付けの手指消毒薬をご利用ください。

② 換気について

- ・30分ごとに窓と扉を開け、5分程度の換気を行うことを推奨します。
- ・換気をしている間は、音を出さないでください。（例：一斉発声、楽器演奏等）

③ 人と人との距離の確保

- ・密集した場所での活動、近接した会話を避けることを推奨します。
（避けられない場合はマスク着用を推奨します。）

④ 使用後の室内の整理整頓、机、イス等の消毒にご協力ください。

（消毒用品は窓口でお貸しします）

<定員>

部屋名	使用可能人数	部屋名	使用可能人数
大会議室	222人	第4会議室	12人
第1会議室	34人	第1和室	26人
第2会議室	44人	第2和室	13人
第3会議室	12人		

<連絡事項>

1. ご使用いただくにあたり、以下の点にご協力ください。

- ・当日体調不良がある場合は、来館をお控えください。

<注意事項>

1. 音を出す活動について

- ・他の利用者や近隣の方に迷惑をかけるような大きな音は出さないでください。
- ・施設の使用、活動について他の利用者や近隣から苦情があった場合、活動を停止していただく場合があります。

<問い合わせ先> 市川市 商工業振興課

電話 047-704-4131 (直通) 月曜日～金曜日 8:45～17:00